

鏡石町農業委員会定例総会議事録

令和6年6月14日 鏡石町農業委員会第11回定例総会は、鏡石町勤労青少年ホーム会議室に招集された。

記

- 1 招集告示 令和6年 6月 7日 (金)
- 2 会 期 令和6年 6月14日 (金) 1日間
- 3 開閉の日時
開 会 令和6年 6月14日 (金) 午後1時24分
閉 会 令和6年 6月14日 (金) 午後1時49分

4 会議場所 鏡石町勤労青少年ホーム会議室

5 招集委員

農業委員

- | | |
|------------|------------|
| 1番 大塚 光 法君 | 2番 根本 竜太郎君 |
| 3番 鵜沼 雅子君 | 4番 藤島 真理子君 |
| 5番 白澤 正君 | 6番 稲田 貴夫君 |
| 7番 面川 祐吉君 | 8番 円谷 一男君 |
| 9番 菊地 榮助君 | |

農地利用最適化推進委員

- 8番 込山 信雄君

6 出席委員

農業委員

- | | |
|------------|------------|
| 1番 大塚 光 法君 | 2番 根本 竜太郎君 |
| 3番 鵜沼 雅子君 | 4番 藤島 真理子君 |
| 5番 白澤 正君 | 6番 稲田 貴夫君 |
| 7番 面川 祐吉君 | 8番 円谷 一男君 |
| 9番 菊地 榮助君 | |

農地利用最適化推進委員

- 8番 込山 信雄君

7 欠席委員

なし

8 職務のため会場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 吉田 光 則

主査 井口 朋 洋

主事 小田 川 翼

10 会議に付した事件

- 議案第 1 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第 2 号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
報告第 1 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第 2 号 使用賃借契約解約通知について
(阿武隈川上流遊水地群整備事業)

開会 午後1時24分

事務局 定刻になりましたので、ただいまから第11回鏡石町農業委員会定例総会を開催いたします。

会議に先立ち、会長よりごあいさつを申し上げます。よろしく申し上げます。

会長 皆さんこんにちは。一番暑い日でございますが、皆さん暑さでまいらないように、活動もそうですが頑張ってください。

今日は議案が2件と、報告2件とゆうことで、皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。

事務局 議事の進行については、鏡石町農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることになっております。

以降の議事の進行につきましては会長にお願いいたします。

議長 それでは、本日の会議を開きます。
欠席者については、皆無であります。

議長 次に、本日の議事録署名委員でございますが、議長より指名することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、議事録署名委員を議長より指名いたします。
「5番 白澤 正 委員」「6番 稲田 貴夫 委員」の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議長 それでは、議事に入ります。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、このことについて、次のとおり所有権移転の許可申請がありましたので、適否の決定を求めるものでございます。

番号1番 鹿島地区において全部で4筆になります。申請事由については譲渡人、譲受人、共に規模拡大、規模縮小の理由でございます。設定される地番、面積、位置図については記載のとおりです。説明は以上です。

議 長 議案第1号について説明が終わりました。
ここで、議事参与の制限について申し上げます。
議案第1号について、「5番 白澤 正 委員」の案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条及び鏡石町農業委員会会議規則第10条の規定に基づく、議事参与の制限に該当します。
よって、本件の審議及び裁決については、「5番 白澤 正 委員」は退席願います。

議 長 暫時、休議いたします。

(休議 13:29)
白澤委員 退席
(開議 13:30)

議 長 休議前に引き続き、会議を開きます。
議案第1号について、ここで地元委員より意見を求めます。

8番 込山推進委員

込 山 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についての現地調査
推進委員 は、5月30(木)、稲田委員と実施しました。
譲受人及び、譲渡人の代理人の行政書士と面会し、譲渡人から農地を譲り受け、規模拡大をする申請内容であり、所有権移転に間違いがないことを確認しました。
以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 暫時、休議いたします。

(休議 13:31)
(開議 13:31)

議 長 休議前に引き続き、会議を開きます。
それでは、質疑に入らせていただきます。
発言のある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

議 長 質疑・意見がないようですので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定しました。

議 長 暫時、休議いたします。

(休議 13 : 32)

白澤委員 入席

(開議 13 : 32)

議長 休議前に引き続き、会議を開きます。
次に議案第2号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、(阿武隈川
上流遊水地群整備事業)旧農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65
号)第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を定めることについて鏡
石町から意見を求められたので、利用権設定を受ける者に係る資格の適否の意
見を求める。

番号1 利用権の種類は賃借権になります。河原地区において1筆を無償で
2年間設定するものでございます。

また、地番、面積、位置図については記載のとおりです。

事務局からの説明は以上となります。

議長 議案第2号について、説明が終わりました。
ただ今から、質疑に入らせていただきます。
発言のある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・意見がないようですので、議案第2号 農用地利用集積計画に対する
意見の決定について、計画書に賛成の方の挙手を求めます。

議長 (挙手全員)

挙手全員でございますので、議案第2号 農用地利用集積計画に対する意見
の決定については、計画に賛成と決定しました。

休議します。

(休議 13 : 36)

(開議 13 : 38)

議長 休議前に引き続き会議を開きます。
次に報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、
を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、この
ことについて、次のとおり農地転用届出があり、受理したので報告する。

番号1 鏡沼地区において、2筆を所有権移転、目的は宅地による転用と
なっております。

事務局 番号2 譲受人1名、譲渡人2名となります。東町地区において、3筆を賃借権（31年）、目的は宅地用地です。転用計画においては、店舗1棟のゼンイレブンの予定となっております。

番号3 東町地区において1筆を所有権の移転、目的につきましては宅地用地、自己住宅敷地となっております。

番号4 中町地区において、畑1筆を所有権移転、目的が宅地用地、自己住宅敷地となっております。

番号5 東町地区において、所有権移転、宅地用地、自己住宅敷地となっております。

また、地番、面積、位置図については記載のとおりです。
事務局からは説明は以上となります。

議長 報告第1号について、説明が終わりました。
報告第1号について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

議長 御意見、御異議がないようですので、報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、報告のとおりこれを承認することに決定いたしました。

議長 次に報告第2号 使用賃借契約解約通知書について、
を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第2号 使用賃借契約解約通知書について（阿武隈川上流遊水地群整備事業）旧農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の使用賃借契約について、解約通知書を受理したので報告する。

番号1 利用権の種類は使用賃借の解約となります。河原地区において2筆でございます。

地番、面積、位置図については記載のとおりです。
事務局からは以上となります。

議長 休議します。

(休議13：48)
(開議13：48)

議長 休議前に引き続き会議を開きます。
報告第2号について、説明が終わりました。
報告第2号について、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(発言なし)

議	長	御意見、御異議がないようですので、報告第2号 使用賃借契約解約通知書については、報告のとおりこれを承認することに決定いたしました。
議	長	その他の件について、委員のみなさんから御発言があれば挙手をお願いいたします。 (発言なし)
議	長	ないようですので、以上をもちまして、鏡石町農業委員会第11回定例総会を閉会といたします。 閉会 午後 1 時 49 分

この会議録は、農業委員会事務局 主事 小田川 翼 が記録した物であるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名押印する

鏡石町農業委員会会長 印

署名委員 5番 印

署名委員 6番 印